

# いしのまき

災害臨時号 第12号

平成23年9月1日発行



## 心温まる メッセージに勇気づけられ

全国、さらには国外から応援のメッセージや折鶴などが続々と石巻市に届いています。本当にありがとうございます。

私たちは、人と人との絆の尊さを感じながら、復興に向けた決意を新たに邁進します。

いただいたメッセージ等は、市役所1階商業スペースの無料休憩所に9月10日(土)まで展示していますので、どうぞご覧ください。



### ◆◆◆主な内容◆◆◆

全国避難者情報システム	・	・	・	・	・	P 2
公的個人認証サービスにおける電子証明書	・	・	・	・	・	P 3
平成23年度市・県民税	・	・	・	・	・	P 4
敬老会の中止	・	・	・	・	・	P 5
健康コーナー	・	・	・	・	・	P 6～7
相談案内	・	・	・	・	・	P 8

<b>東日本大震災被災状況(8月15日現在)</b>			
死者	3,156人	行方不明	849人
避難者数	2,395人	避難所数	66カ所
(平成23年2月末現在)		人口	162,822人
		世帯	60,928世帯
(平成23年7月末現在)		人口	154,306人
		世帯	58,295世帯

## 全国避難者情報システム

避難元市区町村および避難元都道府県は、その区域外に避難した方々へのさまざまな通知や情報提供を行うため、区域外避難者の所在地等を把握する必要があります。

そのため、総務省で「全国避難者情報システム」の運用を行っています。

### 市外に避難されている石巻市民の皆さまへ

市外に避難された石巻市民の皆さまには、現在避難されている市区町村役場の窓口へ「避難先等に関する情報提供書面」での情報提供をお願いします。

なお、情報提供をしていただくと、市からのお知らせ（市報等）を送付しています。

また、避難先などに変更があった場合は、その都度、手続きをお願いします。

詳細については避難先の市区町村役場へお問い合わせください。

※様式（用紙）は、避難先の市区町村役場の窓口に着いているほか、市ホームページに掲載しています。

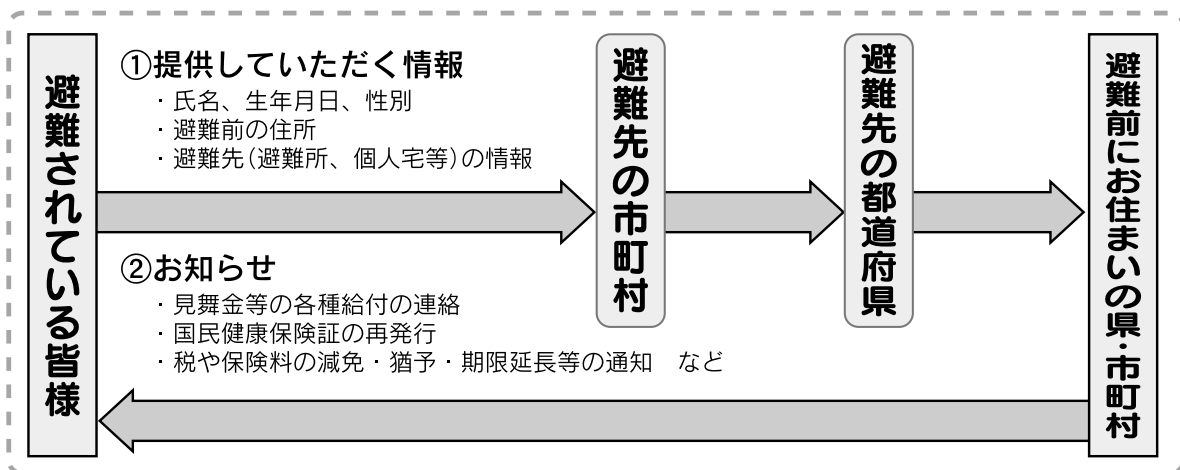
### 市外から石巻市内に避難している皆さまへ

石巻市では、市内に避難された市外の方からの情報提供の受け付けを行っています。「避難先等に関する情報提供書面」に記入の上、市役所2階市民課へ提出してください。

提出の際には、本人確認が必要となりますので、運転免許証や保険証を持参してください。

☎ 市民課(内線2313)

## 【全国避難者情報システム】



### 仮設住宅入居者の皆さまへ〔お願い〕

#### ◇ゴミ出しルールをみんなで守りましょう

- ・それぞれの地区の収集日の午前8時30分までに、所定の場所に出してください。
- ・ごみは、指定した袋（半透明のごみ袋）に入れて出してください。
- ・ごみの種類を確認し、決められた収集日に出してください。

#### ◇駐車禁止区域への駐車はやめましょう

※集会所や談話室の利用について、お気軽にお問い合わせください。

☎ 仮設住宅運営管理室(内線4763・4764・4765)

### 住宅の応急修理制度申請 受付場所の変更

9月5日(月)から新規で「住宅の応急修理制度」を申し込みされる方の受付場所を変更します。

#### 受付場所

- ・新規で申し込みされる方  
市役所3階 多目的ホール
- ・既に申し込みされている方  
（「修理見積書」、「工事完了報告書」、「住宅の応急修理支払請求書」などを提出する場合）  
市役所5階 建築指導課

#### 受付日時

平日 午前9時～午後4時30分  
日曜日 午前9時～午後1時

※土曜日、祝日は、受け付けしていません。

☎ 建築指導課(内線5672)

## 公的個人認証サービスにおける電子証明書の申請受付を再開します

### 公的個人認証サービスとは…

自宅のパソコンなどからインターネットで行政機関への申請・届出を実現するためには、他人によるなりすまし申請や、通信途中の申請書データの改ざんを防ぐ仕組みが必要となります。

公的個人認証サービスは、書面による申請の署名（自署）や押印・印鑑登録証明書に代わる仕組みを、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」に基づき県と市町村が連携して、市町村の窓口での申請者の本人確認により県知事が必要な電子証明書を発行するサービスです。

県知事が発行する電子証明書は、書面による申請の際の印鑑登録証明書に相当するものです。

**受付日時** 9月5日（月）から 平日 午前9時～午後4時30分（ただし、年末年始、祝日は除く）

**受付窓口** 市役所2階 市民課 **発行手数料** 1件500円

**公的個人認証（電子証明書）を取得できる方** 石巻市に住居登録している満15歳以上の方

### 申請時に必要なもの

- ①申請者名義の住民基本台帳カード…住民基本台帳カードをお持ちでない方は、併せて住民基本台帳カードの申請が必要になります。
- ②顔写真付きの公的機関が発行した身分証明書  
（例）顔写真付きの住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなど  
（有効期限を過ぎるなどで無効となった証明書は申請には使用できません）

【注意】上記の身分証明書は氏名、住所が住民登録している内容と一致しないと受け付けできません。  
旧姓や前住所のままの方は事前に記載内容の変更手続きをしてください。

### 電子証明書の有効期間

発行日から3年間。有効期間満了により失効し、引き続き利用するためには、更新手続きが必要になります。ただし、引越しによる住所変更など、申請者の住所、氏名等、電子証明書に記録されている情報に変更があった場合、有効期間内であっても失効となり改めて申請が必要になります。

申請時にかかる手続きの詳細は、お問い合わせください。

☎ 市民課（内線2313）

## 証明手数料等の徴収

震災後、市民課扱いの各種証明書等の手数料および齋場使用料について、震災対策として免除（無料）としてきましたが、9月1日（木）より当該手数料および使用料を徴収します。

ただし、震災で被災したことにより必要となった手続きのために使用される証明書等の手数料および災害死の場合の齋場使用料は、平成24年3月31日まで引き続き免除とします。

### 震災関連手続きのために必要な証明書等や災害死の齋場使用料の免除

**免除期間** 9月1日（木）～平成24年3月31日（土）

**免除対象** 住民票・印鑑証明書・戸籍謄本・印鑑登録など、市民課扱いの各種証明書等  
※県知事が発行する電子証明書は免除対象外となります。

**取扱場所** 市役所2階市民課・各総合支所（雄勝総合支所除く）・各支所（稲井・荻浜支所除く）

※市役所3階税務課で発行していた税関係証明書について、9月1日（木）から市民課で発行します。

☎ 市民課（内線2313）

## 福島第一原子力発電所事故による放射線の影響

本市への影響について、次のとおり放射線量の測定を行い監視しています。測定の結果、空間放射線量は健康に影響を与えるレベルではありませんでした。測定は今後も定期的に行います。

### 空間放射線量の測定結果

（単位：マイクロシーベルト／時）

測定箇所	測定結果	測定期間
石巻駅前にぎわい交流広場	0.06～0.08	H23. 7. 29～8. 17
市立小中学校、市立高校、市立幼稚園	0.05～0.21	H23. 8. 1～8. 12
市立保育所、私立幼稚園、私立保育園	0.06～0.13	H23. 8. 16

### 水道水

・石巻地方広域水道企業団では水道水を測定し、国の規制値を下回っていることを確認しています。

（採水日 7月24日、25日）

※詳細は石巻地方広域水道企業団のホームページをご覧ください。

### 農産物、水産物

・宮城県は県内の農産物（トマト）、水産物（ギンザケ、マアナゴ、スルメイカ、キタムラサキウニ他）について、測定分析を行い、国の定めた暫定規制値を下回っていることを確認しています。（採取日 7月26日～8月8日）

※測定結果の詳細は本市ホームページおよび宮城県ホームページに掲載しています。

☎ 防災対策課（内線4157）

## 平成23年度市・県民税に関するお知らせ

### ◇平成23年度市・県民税納税通知書

9月初旬に納税義務者・納税貯蓄組合長あてに郵送します。納期内に納められますようお願いします。

### ◇震災に伴う市・県民税の減免

このたびの震災により被災された方で、次の項目に該当する場合には、個人市民税・県民税が減免されます。  
(詳細は納税通知書または市報いしのみき災害臨時号第10号をご参照ください)

#### ①震災によりお亡くなりになられた方、居住する住宅が半壊以上の方

減免に該当すると思われる方については、減免後の税額の納税通知書を送付していますので、減免の申請は不要です。

なお、「お亡くなりになられた方」や「住宅の損害程度」については、平成23年7月22日現在での調査結果を基準としています。その後に死亡届を提出したり、「住宅の損害程度」の判定内容が変更となった場合は、減免割合も変更となります。

再度調査しますが、不明な点があればお問い合わせください。

#### ②震災により生活保護法による生活扶助を受けることとなった方、障害者となった方

減免の申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

☎ 税務課(内線3093~3098)・各総合支所市民生活課

### ◇65歳以上で公的年金等を受給されている皆さまへ

今年度は、平成23年6月支給分以降の公的年金からは市・県民税は差し引かれないこととなりますので、納税組合や納付書・口座振替により納めてください。

☎ 税務課(内線3093~3098)・各総合支所市民生活課

### ◇所得証明書等の発行について

平成23年度の所得証明書や課税(非課税)証明書の窓口での発行は、9月1日(木)からとなります。

☎ 税務課(内線3101・3102)・各総合支所市民生活課(雄勝総合支所除く)・各支所(稲井・荻浜支所除く)

## 在宅障害者等社会参加促進助成券(タクシーと自動車燃料費共通助成券)

心身に重度の障害のある在宅の障害者が通院や社会活動に参加するためにタクシーや自家用車を利用する場合、タクシーの利用料金や自動車燃料費の一部を助成しています。

**対象者** ※平成23年度は震災に伴い対象者を拡大しています。

身障1、2級および3級(ただし、3級の方は、肢体不自由者、在宅酸素療法者に限る)、療育A、精神1級、いずれかの手帳を所持しており、平成23年度市民税本人非課税の方(※震災に伴い市民税の減免を受け、平成23年度に市民税が課税されていない方を含む)

### 申請に必要なもの

- 各種障害者手帳 ・ 認印 ※自動車燃料費として利用する方は車検証・運転する方の免許証
  - 平成23年度市民税・県民税通知書等、市民税が課税されていない事が確認できる書類
- ※今年度、既に交付を受けている方は対象となりません。

☎・☎ 障害福祉課(内線2473・2474・2475)

## 地デジに関するお知らせ

震災の影響で延期されていた宮城県のアナログ放送の終了日は平成24年3月末になりました。1年間の延長ではありませんのでご注意ください。

既にアナログ放送が終了した地域では、終了前後に相談が殺到してデジサポに電話がつながりにくかったり、安価な「地デジチューナー」等が売り切れとなり購入に時間がかかったりしました。

また、電波の弱い地域にお住まいだったり、ご家庭のアンテナなどに不具合があったりすると、地上デジタル放送がきれいに受信できない場合もあります。

アナログ放送が終了したのに地デジの準備ができていないということのないよう、早めに地デジの準備を済ませて、来年3月末のアナログ終了を迎えてください。

地デジに関するご相談は「デジサポ宮城」 ☎022-745-1500までどうぞ

もちろん、相談・アドバイスは無料です。お気軽にご相談ください。 ☎ デジサポ宮城 ☎022-745-1500